## TTC スペクトル管理SWG寄書

日付: 2005年4月22日

提出元:(株)アッカネットワークス

題名: 1.1MHz を超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認について

## はじめに

本寄書は、JJ100.01 第 3 版による 1.1 MHz を超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認方法に関して問題提起するものである。

## JJ100.01 第3版G章の規定

1.104MHzを超える周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認は、適合性計算による方法によらず、使用可能な PSD で規定されている。

使用可能な PSD は、図 G.2 に示されるマスクで規定されているが、このマスクを満たさない PSD の使用も禁止されてはいない。

## 問題 1: 図G.2 に示されるマスクを満たさないPSDを許容する判断根拠が示されていない。

1.104MHz 以下の周波数を使用する方式のスペクトル適合性確認方法との整合性の点から、"クラスA,A'システムに対して許容限界以上の干渉を与えないこと。"を根拠とすべきである。

この場合、 $2.2\,\mathrm{MHz}$  を超える周波数を使用するクラス A , A 'システムは存在しない現状では、 $2.2\,\mathrm{MHz}$  を超える周波数帯域において、図 G.2 に示されるマスクを満たさない PSD の使用を禁止する理由がない。

<u>問題2: JJ100.01 第3版G章の規定に違反する既存システムがある。</u>

- ア) SMS-23-06 で指摘されているように、干渉源としての FDM-ADSL 方式の PSD は、1. 1 MHz 以上 2.2 MHz 以下の帯域において図 G.2 に示されるマスクを満たしていない。
- イ) 下図に示すように、TCM ISDNのPSDは、1.1MHz以上2.2MHz以下の帯域において明らかに図 <math>G.2 に示されるマスクを満たしていない。

